

赤ちゃんのお誕生、おめでとうございます

## 出生届

市民課

あおいろ

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に届出てください。

### 【届出に必要なもの】

- ・出生届(医師・助産師等が作成した出生証明書が付いたもの)
- ・母子健康手帳

関連する手続きは、  
次のページです

※ 出生届を代理の方が提出するとき

「届出人」は、原則「生まれた子の父または母(父母双方も可)であり、出生届には、届出人の署名が必要です。

窓口への提出は届出人以外の方でも可能ですが、署名や内容に不備があり、訂正や追記が必要な場合はその場で受理できない場合があります。ご了承ください。

## 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で  
本人確認  
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで  
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳  
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

### 代理の方が手続きするときは・・・

- 1 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただきます。



高岡市役所

〒933-8601  
高岡市  
広小路7番50号

◆市役所代表電話  
0766-20-1111

◆開庁時間  
午前 8時30分 ~ 午後 5時15分  
(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

支所も可 の手続きは、伏木・戸出・中田・福岡支所でも可能です。内側のチェックシートでご確認ください。

# 出生届

に関連するおもな手続き

本人確認書類（説明は表面）をお持ちください。

課名の下に書いてある色は、窓口看板の色です。

下記にあてはまりますか？	チェック	手続き	必要なもの	受付窓口
--------------	------	-----	-------	------

## 住所 戸籍

母子健康手帳への出生証明	<input type="checkbox"/>	出生届済の認証	母子健康手帳	1階⑥ 20-1336
赤ちゃんのマイナンバー（個人番号）について	<input type="checkbox"/>	手続き不要	※約1か月後に簡易書留郵便で、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書が届きます。 ※すぐにマイナンバー（個人番号）の証明が必要な場合は、マイナンバー入りの住民票を請求してください。	1階⑥ 20-1337

市民課  
あおいろ  
支所も可

## 保険

赤ちゃんが国民健康保険に加入する方	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の加入（父または母が会社の保険に入っている場合は、会社での手続き）	・国民健康保険証（同世帯の国保加入者のもの） ・届出人のマイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類）	1階①② 20-1374
出産した方が国民健康保険の方	<input type="checkbox"/>	産前産後期間相当分の保険料免除申請	・国民健康保険証 ・母子健康手帳など ・出産した方のマイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類とマイナンバーのわかるもの）	
出産した方が国民年金加入の方	<input type="checkbox"/>	「出産育児一時金」の支給申請	・国民健康保険証 ・母子健康手帳 ・産科発行の合意書、明細書 ・振込口座がわかるもの ・出産した方のマイナンバーカード（お持ちでない方は本人確認書類とマイナンバーのわかるもの）	
出産した方が国民年金加入の方	<input type="checkbox"/>	産前産後期間の国民年金保険料免除申請	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・母子健康手帳など	1階④ 20-1362

保険年金課  
あかいろ  
支所も可

## 子ども

こども医療費助成を申請する方	<input type="checkbox"/>	こども医療費助成の申請 ※誕生日から15日以内 ※支所の場合、後日郵送	子が加入予定の保険証（父母等保護者のもの）	2階⑬ 20-1381
児童手当を申請する方	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給申請 ※誕生日の翌日から15日以内に申請すれば出生月の翌月から支給	・父母のマイナンバーがわかるもの ・請求者の預金通帳 ・請求者の健康保険証 ・子のマイナンバーがわかるもの ※子と別居しているとき（後日提出可）  ※請求者は原則、父母のうち所得の高い方となります ※公務員は職場で申請 ※必要に応じて別途提出書類が必要となることがあります	
未熟児で養育医療に該当する方	<input type="checkbox"/>	養育医療給付の申請	・父母、子および同居家族のマイナンバーがわかるもの ・健康保険証（子） ・養育医療意見書※医療機関で記入	子ども・子育て課 オレンジ 支所も可
				子ども・子育て課 オレンジ